【研究論文】

国際環境法における国家の意思の包摂に関する一考察

-パリ協定履行確保のための「緩やかな軛」-

An analysis on accommodation of States' will in international environmental law

-"Loose yoke approach" for implementation of the Paris Agreement-

防衛大学校 非常勤講師

中村 文人

National Defense Academy of Japan Part-time Lecturer

Fumihito Nakamura

要旨

本稿は、国際環境法、とりわけ 2015 年のパリ協定において合意された法的制度が、いかに締約国の意思を包摂し、履行の確保を図ろうとしているかを検討する。

具体的には、パリ協定は、それ以前の制度、すなわち京都議定書と異なり、短期的な視野でかつトップダウンによる履行確保ではなく、長期的な見地から各締約国からのボトムアップを中心とした仕組みを採用している。パリ協定は各締約国がそれぞれ温室効果ガスの削減目標を提出していくように、柔軟な制度設計となっている。

パリ協定は、制裁といった手段による履行確保という観点になじまない領域である。また、 気候変動の越境性ゆえに国家責任を問うことが難しいことにも注目する。そのために本稿 では、パリ協定の各締約国の意思を柔軟に法的制度に包摂していく「緩やかな軛」アプロー チという分析枠組みをもって、パリ協定がいかに各締約国による履行の確保を目指してい るかを分析する。

${f Abstract}$

The purpose of this article is to scrutinize the nature of international environmental law, in particular, the Paris Agreement in 2015 so as to implement it effectively within the boundaries of the parties.

Concretely speaking, the Paris Agreement, compared to its predecessor called the Kyoto Protocol that pursued top-down measures with sanction in the short run, tries to adopt bottom-up approach to implement the Agreement in the long term. The Paris Agreement does not follow its predecessor in this sense. Nor does it set up against the nature of international environmental law since the measures such as punishment are not suitable for implementation within the borders. It is because of the transboundary nature such as climate change in this arena where international law cannot rely exclusively upon state responsibility.

In short, the Paris Agreement is to some extent flexible because, for example, the parties respectively and voluntarily decide how much amount of greenhouse gas emission will be reduced. Hence, this article attempts to analyze the way in which the Paris Agreement accommodates legally the will of the parties in order to accomplish the goals of the Paris Agreement successfully, by using the original perspective of "loose yoke approach".

I 序論

1. 国際環境法における国家の意思について

本稿は、国際環境法における国家の履行を、パリ協定がいかに確保しようとしているか、 を考察する。その際に、「国家の意思」というキーワードをもとにして、パリ協定の仕組み が各締約国の履行確保を図ろうとしているかに注目することから、「国家の意思」の内容の 説明が本論に入る前に必要となろう。本稿における「国家の意思」とは、国際法において条 約は明示の合意をあらわし、慣習国際法では黙示の合意を示す、19世紀以降の意思主義の 学者や旧ソ連の学説などと必ずしも一致するわけではない」。こういった意思主義者らの用 法は、「合意は守られなければならない」という公理に基づくものと言えよう。

しかしながら、たとえば Lauterpacht は、国家の意思はそれ自体として国際法における 拘束力を説明できず、国家は国際法上の慣習や条約の義務から自身を自由にするための理 由として国家の意思を挙げられないとする²。ただし、Lauterpacht も、国際法の新たな規 則が生まれる際には、国家の意思に重きが置かれる場合があるとも述べており³、その意味 で、国際環境法という分野における規則は、国家の意思に拠る場合に当てはまると言えるか も知れない。本稿では、パリ協定という環境条約における権利、義務、遵守、不遵守といっ た特性から、各締約国による自主的で実効的な履行が促されるために、当該法制度に緩やか に包摂され、拘束される、各締約国の一定の主権的な裁量という意味において、「(国家の) 意思」という用語を使用することを断り、本論に入りたい。

2. 気候変動と国際環境法

歴史的には、環境問題は 1960 年代後半から爆発的に注目されるようになり、地球の環境へのダメージが様々な要因によって生まれているとされる4。その中でも、今日では、日本

¹ 岩沢雄司『国際法』東京大学出版会(2020)53頁。

² Lauterpacht, H. "The Sources of International Law", *International Law Collected Papers*, vol. 1, Cambridge University Press. (Lauterpacht, E. ed., 2009) at 57.

³ Ibid at 56

⁴ Cassese, A. International Law, Oxford University Press, (2005) at 482, 485.

だけでなく現代社会一般において、大型の台風や集中豪雨、干ばつなどの異常気象が発生する事態となり、大きな脅威となっている。こうした変化による社会へのリスクは、気候変動によるものだという指摘がなされ、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) は、世界的な気候の温暖化の原因として、人間の活動が支配的である可能性が高いとしている5。

この深刻な気候変動について、国際法は広範囲な分野をカバーしており、人間活動に由来する温室効果ガスの大気汚染に関する法的規則だけでなく、適応やロス&ダメージ、森林伐採、炭素市場、そして人権や貿易といった他の国際法の領域とも密接に関連している6。こういった現代社会を取り巻く環境が劇的に変化しつつある中で、気候変動に対応する主体となるアクターの単位としては交渉7といった経緯から、国家が主に想定されていると言ってよい。主体となる国家が様々に絡まり合った利害の中でいかに気候変動に法的に対応していくかということは、将来に通じる根本的な国際法、特に国際環境法の問題であろう。

この対応例として、2000年末までに温室効果ガス排出量の安定化を試みた、1992年の国連気候変動枠組条約(UNFCCC)が挙げられ、国際法に則って各国が協調しようとする姿勢が見てとれる。一般的に言って、国際環境法は、短期間の間に国際法の一部分として独自の発展を見せて、新たな法原則や規制方式を生み出し、一般国際法に重大な影響を与えてきたとされる8。今日のように環境問題が専門的になればなるほど、一般国際法としてでなく、個別の分野における法的枠組みとして、様々な体制が乱立する可能性もあるが、他方で、常に一般国際法に統合する視点を持ち続ける重要性もあろう。

この国際環境法には独特の革新的な部分とともに、その裏返しでもある脆弱さがあるという見方もある⁹。国境を越えた地球環境の保護のための多数国間条約が作られ、その数に反比例して条約は履行されていないという。その意味で、履行の確保という問題は国際環境法において喫緊の課題である。ここで、国内での履行確保における主要アクターである国家は、国際的な取り組みの主たる機関であると同時に、各国国内における国内法の機関であるという国家の「二重機能」が、いわば純化された状態で存在している¹⁰。この履行の確保の

8 村瀬信也 『国際立法』東信堂 (2002) 358 頁。

- 4 -

⁵ 福井和樹「COP21 の成果と今後」環境保全、30 (2016) 7 頁。高村ゆかり「気候変動(地球温暖化)」 西井正弘・鶴田順編『国際環境法講義』有信堂(2020)84 頁。

⁶ Sands, F., Peel, J., Fabra, A., & MacKenzie, R. *Principles of International Environmental Law*, Cambridge University Press, (2018) at 295.

⁷ *Ibid* at 299.

⁹ 村瀬・前掲注8、343 頁。

¹⁰ 村瀬・前掲注8、354頁。

点は、地球環境の保護という見地から、本稿では重要な論点と言える。

3. 国際環境法と SDGs

地球環境の保護について、主として法的な拘束力のあるアプローチと非拘束的な側面からのアプローチの二種類が考えられる。前者に関して、地球環境保護の条約において、環境保護や国際協力についての義務を一般的に定める「枠組条約」を締結し、その一般的な指針において、具体的な内容や環境基準を設ける「議定書」を結ぶという法形式をとる場合が多く11、先述の国連気候変動枠組条約もこの意味での枠組条約に当たろう。ここでの要諦は、温室効果ガスの排出量の安定化を図る水準を、まず国際社会全体の目標として定め、それを各国にどのように配分するかにある12。

一方で、後者の非拘束的なアプローチとして、たとえば「持続可能な開発目標(SDGs)」は、到達目標を掲げ、国際社会で全体として取り組むべき課題の克服が期待されているが、法的拘束力を有していない¹³。SDGs は気候変動だけを取り上げているわけではないが、国連気候変動枠組条約との関連性にも言及している¹⁴。ただし、SDGs の目標において、法的拘束力がないからと言って、非法であると直ちに言うことはできない。法的な観点からの分析枠組みとしては曖昧さがあるとも指摘されるが、国際会議などの宣言、目標や価値、期待や指針といった、いわゆるソフト・ローとして、権利義務関係はなく法的拘束力もないが、現代国際法の生成に関わってくる場合もあるものとして捉える向きもあり、SDGs においても同様の主張がされている¹⁵。ソフト・ローによって国家の行動の軛となり得るのか、それ

¹³ Lofts, K., Shamin, S., Zaman, S. T., & Kibugi, R. Brief on Sustainable Development Goal 13 on taking action on climate change and its impacts: Contributions of international law, policy and governance. *McGill Journal of Sustainable Development Law and Policy.*, 13, (2017) at 184. 西村智朗「持続可能な発展」西井・鶴田・前掲注 5、26-27 頁。

¹¹ 村瀬信也編『地球的課題と法』放送大学教育振興会 (2010)25 頁。

¹² 村瀬信也『国際法論集』信山社(2012)50頁。

¹⁴ 高柳彰夫・大橋正明編『SDGs を学ぶ』法律文化社(2018)145-147 頁。

¹⁵ 西村・前掲注 13、26-27 頁。村瀬信也・奥脇直也・古川照美・田中忠『現代国際法の指標』有斐閣 (1994) 33-35 頁。Brus, M. M. Soft Law in Public International Law: A Pragmatic or a Principled Choice? Comparing the Sustainable Development Goals and the Paris Agreement. in LEGAL VALIDITY AND SOFT LAW. Springer (Westerman, P., Hage, J., Kirste, S., & Mackor, A. R. eds. 2018) at 243., Kim, R. E. The nexus between international law and the sustainable development goals. Review of European, Comparative & International Environmental Law, 25(1), (2016) p16., Voigt, C. The Paris Agreement: What is the Standard of Conduct for Parties?. Questions of International Law, (2016) at 17., Dupuy, P. M. Soft law and the international law of the environment. Michigan Journal of International Law, 12,

とも、拘束的なアプローチの方がより実効性があるのか、という点も重要となろう。

4. パリ協定と SDGs

国連気候変動枠組条約下で具体的な目標を設定した 2015 年のパリ協定は、同じく 2015 年に合意された SDGs とは、弱くとも法的拘束力ある協定と、法的拘束力はない、いわゆるソフト・ローという違いがある¹⁶。パリ協定の目的は、工業化以前と比較し、気温上昇を2°C以下に抑えるとともに 1.5℃に制限する努力を定めており、他方 SDGs は、経済的、社会的、環境的な 17 のゴールと 169 のターゲットを掲げている¹⁷。非拘束的なアプローチを主とする SDGs は、合意の際に疑念は少なかったが、その政治的勢いが続くかは履行にその成否が掛かってくる一方、法的拘束力のある措置をとるパリ協定は合意につき懐疑的な意見もあったが、その後速やかに成立まで漕ぎつけた¹⁸。

また、どちらも 1992 年の国連環境開発会議から派生したものでもあり、持続可能な開発に関する社会的諸問題に対応しようとするものである¹⁹。加えて、国連気候変動枠組条約の締約国は、SDGs の気候変動に関するゴール 13 を歓迎している²⁰。特に、パリ協定においても、持続可能な開発という用語を、最初の 10 条までのうちに 12 回も繰り返すなど、強調してもいる²¹。低炭素社会の実現に向けた投資の必要性のように、パリ協定と SDGs いずれにも共通する課題もある²²。そのうえ、パリ協定は履行確保の必要性に関する限り、SDG s と密接に結びついて作用するものだと認識されている²³。本稿では、これらの目的達成のために法的な手続きがより定められている、パリ協定の履行確保に関する取り組みに焦点を当てたい。

(1991) at 420.

¹⁶ Brus, *supra* note 15 at 243.

¹⁷ See Ibid at 254., 高柳・大橋・前掲注 14、10-11、151 頁。

¹⁸ See Ibid at 257-258.

¹⁹ See Ibid at 253.

²⁰ Kim, *supra* note 15 at 18.

²¹ Spash, C. L. This changes nothing: The Paris Agreement to ignore reality. *Globalizations*, 13(6), (2016) at 929

²² McCollum, D. L. et al. Energy investment needs for fulfilling the Paris Agreement and achieving the Sustainable Development Goals. *Nature Energy*, 3(7), (2018) at 589.

²³ Sands et al. *supra* note 6 at 335.

Ⅱ 京都議定書とパリ協定

1. パリ協定成立までの背景

パリ協定の特色に焦点を当てるのに際し、その前任とも言える京都議定書との関係、背景、 そしてそれぞれの共通点と相違点を明らかにする必要があると考えられる。なぜならば、パリ協定が、いったい何を乗り越えようとし、いかに効果的に履行確保を図ろうとしたか、を 浮き彫りにすることは本稿の目的だからである。

気候変動が問題となったのは 1980 年代からであり、気候変動に関する政府間パネル (IPCC) などで議論されるようになり、化石燃料に依存した社会の変革に関して、総論賛成だが各論反対という状況が続いた中で、1992 年の国連気候変動枠組条約が採択された²⁴。 国連気候変動枠組条約では、先進国と発展途上国に「共通だが差異のある責任」という原則を盛り込み、地球温暖化はすべての国が対応すべき問題だが、経済活動の恩恵をいち早く受けた先進国が、発展途上国よりも重い責任を負う必要に着目された²⁵。

こうした取り組みの強化のため、通常毎年、締約国会議 (COP) が開催され、気候変動に関する議論や交渉を行っており、具体的には、1997年に京都議定書として結実し、採択された²⁶。交渉当時は、先進国による温室効果ガスの排出量が明らかに多かったため、先進国が主に対応するというアプローチに収まった²⁷。ただし、後述するように、重要な国の不参加や履行の確保の困難さといった点で、京都議定書が必ずしも実効的に働いたとは言えない側面が多かった。その後、先進国も発展途上国をも包含する、京都議定書以後の体制づくりが目指されることになる²⁸。

その取り組みの1つであった、2009年のコペンハーゲンでの締約国会議が「合意は密室で作られ、重大な瑕疵がある」といった批判から失敗²⁹し、国連という場で気候変動に対応

- 7 -

²⁴ 亀山康子「パリ協定—2020 年以降の国際制度の概要と残された課題—」廃棄物資源循環学会誌、27 (2)、(2016) 109 頁。有馬純『精神論抜きの地球温暖化対策』エネルギーフォーラム(2016)12 頁。 Seo, S. N. Beyond the Paris Agreement: Climate change policy negotiations and future directions. *Regional Science Policy & Practice*, 9(2), (2017) at 122-124.

²⁵ 有馬・前掲注 24、12 頁。

²⁶ Seo, *supra* note 24 at 124.

²⁷ 亀山・前掲注 24、109 頁。

²⁸ Bodansky, D. The Paris climate change agreement: a new hope?. *American Journal of International Law*, 110(2), (2016) at 291-292.

²⁹ 有馬・前掲注 24、15-17 頁。

するための交渉を行うことにつき、全ての国に開放された地球環境保護条約は実効性を欠く場合が多いとして疑念を呈する向きもあった³⁰。しかし、長年にわたって交渉してきた各国の担当者は、重要な国々の前向きな姿勢を受け、国際的な気候変動に関する交渉の結果、ほぼ全ての国が温室効果ガスの排出削減義務を負うこととなった、2015年のパリ協定での合意へと至った³¹。

2. 京都議定書

気候変動への対応に果敢に取り組んだ京都議定書はまず、先進国と発展途上国を厳格に 二分した。「共通だが差異のある責任」の原理にしたがった京都議定書32は、当初から米国 が反対していた、先進国のみが削減義務を負い、中国やインドといった発展途上国はそうし た義務を負わないとする内容で決着した33。結果として、温室効果ガスの主要排出国である 米国や発展途上国による「意味のある参加」を欠いた京都議定書のカバーする範囲は、温室 効果ガスの排出量という観点から世界全体の 30%にとどまり、残りの排出に関しては手当 がなされなかった34。したがって、京都議定書は、失敗の烙印を押される向きもある35。そ の理由はこの点だけではない。

京都議定書の第 2 の特徴として、トップダウンによる温室効果ガスの濃度の安定化を図る水準の決定がある。一般的に、気候変動に関する国際立法においては、まず国際社会全体の目標を決め、そのうえで、各国にいかに配分するかが問題となるが、京都議定書では、排出削減の義務をトップダウンで決定し36、その義務を負う先進国の排出削減量も科学的根拠

.

³⁰ 村瀬・前掲注 12、146 頁。

³¹ 有馬・前掲注 24、50-53 頁。亀山・前掲注 24、113-114 頁。Streck, C., Keenlyside, P., & Von Unger, M. The Paris Agreement: a new beginning. *Journal for European Environmental & Planning Law*, 13(1), (2016) at 4., 和達容子「EU 気候変動リーダーシップに関する試論—パリ協定後から振り返る—」 長崎大学総合環境研究、20(1)、(2017)39-40 頁。

³² Banda, M. L. The bottom-up alternative: The mitigation potential of private climate governance after the paris agreement. *Harvard Environmental Law Review.*, 42, (2018) at 332.

³³ 高村・前掲注 5、90-91 頁。村瀬・前掲注 11、27-28 頁。

³⁴ 村瀬・前掲注 11、27-28 頁。Clark, K. The Paris Agreement: It's Role in International Law and American Jurisprudence. *Notre Dame Journal of International & Comparative L.*, 8, (2018) at 109-110. ³⁵ Clark, *supra* note 34 at 109.

³⁶ Carlarne, C. P., & Colavecchio, J. D. Balancing equity and effectiveness: The Paris agreement & the future of international climate change law. *NYU Environmental Law Journal*, 27, (2019) at 137., Bodansky, *supra* note 28 at 300., Clark, *supra* note 34 at 110.

からはじき出された数値ではなく、適当に割り当てられたとする見解さえある³⁷。そして、 法的拘束力を持っていた排出削減の割当量が達成されない場合、いわゆる「制裁」を課すこ とすらも盛り込まれていた³⁸。

履行確保においても、京都議定書は特色をなす。一般的に言って、締約国に定められた一定の措置をとったことで義務を果たしたことになるという、いわゆる「措置の義務」だけではなく、義務の履行に関して特定の手段や方法をとることが定められた、いわゆる「実施・方法の義務」が条約上規定されたり、さらには、条約上規定されている一定の「事実上ないし法律上の状態を維持する」という、いわゆる「維持の義務」がとられたりする場合が出てきている39。京都議定書で温室効果ガスの排出を 6%削減すると定めるような場合は、この「維持の義務」に当たるだろう。この意味で、法的拘束力が手続きだけでなく内容にも及ぶということで履行の確保を求める度合いを良くも悪くも強化されたと言えよう。

また、京都議定書は長期的な目標を欠いていたという点にも言及する必要がある。地球温暖化の克服に関しては、技術革新が必要不可欠であり、その革新を利用するためにも、例えば 50 年や 100 年といった長期的な視座を持つ必要があるが、2008 年から 2012 年までの 5年間という短い期間での目標達成を図った京都議定書にはその要素が欠如していたと指摘される40。IPCC 報告書においても、京都議定書が世界的な注意喚起となり、各国家の政策推進を促し、新たな市場メカニズムを生んだことを評価しつつ、先述のような長期的目標を欠き、絶対的で固定的な目標を設定し、先進国および発展途上国の参加を欠いた点が挙げられている41。

3. パリ協定

まず、パリ協定においては、先進国と発展途上国の義務の区分につき、それぞれの条文中で実質的には差異化が残り、経済水準が比較的高い国は引き続き先駆的な緩和策を行い、発展途上国を支援するとされているが、先進国と発展途上国とで異なる義務を課すアプロー

³⁷ 村瀬・前掲注 12、50-51 頁。

³⁸ 村瀬・前掲注 12、107 頁。Streck et al. *supra* note 31 at 22.

³⁹ 村瀬・前掲注 11、23 頁。

⁴⁰ 福井・前掲注 5、8 頁。村瀬・前掲注 12、51 頁。

⁴¹ IPCC, *Climate Change 2007: mitigation of climate change*. Summary for Policymakers para.25, p 21., Full report para 13.3.1, p.768 https://www.ipcc.ch/report/ar4/wg3/ (accessed: 2022/02/24)

チをとっていない⁴²。緩和策についても、温室効果ガスの削減目標の提出や、目標達成に向けた国内対策の実施、すなわち、「措置の義務」は課されるものの、削減目標の達成自体に法的義務はない⁴³。

この法的義務の観点に関連して、パリ協定そのものが法的拘束力を持つか否かが問題となり、また、パリ協定が執行機関に関する仕組みを欠き、必ずしも司法判断に適合するものでもないという主張もある44。しかしながら、パリ協定は、締約国に対する法的義務を創出し、これらの義務への遵守は単に自発的なものではないことから、非拘束的な要素と交じり合った法的拘束力を持つ条約の一種として扱われるという議論がある45。また、手続きに関しては法的な義務があり、締約国に定期的に規則に沿った情報提供を求める点で法的拘束力があるともされる46。パリ協定の履行確保または遵守については、本稿の中心的な命題でもあるので、後述する。

そして、パリ協定において注目を集めた点が、「国が決定する貢献(NDCs)」の法的性格に関して、である。NDCs そのものについての詳しい検討は後述するが、NDCs とは各締約国が温室効果ガスの排出削減目標を 5 年ごとに提出、更新する義務があるというものであり、長期的な視点を備えた制度である47。パリ協定自体が法的拘束力のある「結果」、すなわち絶対的で固定的な削減目標を設定せず、各締約国が NDCs として削減目標の提出、更新の義務を負うという点に関し、パリ協定は 2009 年のコペンハーゲン合意から蓄積されたこれまでの努力の結晶とも言え、より柔軟なボトムアップの方式で、気候変動に対応しようとしている48。

ただし、パリ協定自体も、国際社会としての削減目標を定めるものでもある。その意味で、 単なるボトムアップ方式の採用ではなく、国際社会の目標としてトップダウンの方式との

-

⁴² 亀山・前掲注 24、113 頁。

⁴³ 亀山・前掲注 24、113 頁。Dimitrov, R., Hovi, J., Sprinz, D. F., Sælen, H., & Underdal, A. *Institutional and environmental effectiveness: Will the Paris Agreement work?*. Wiley Interdisciplinary Reviews: Climate Change, 10(4), Feb. 27, (2019) at 3. https://wires.onlinelibrary.wiley.com/doi/10.1002/wcc.583

⁴⁴ Bodansky, D. The legal character of the Paris Agreement. *Review of European, Comparative & International Environmental Law*, 25(2), (2016) at 142.

⁴⁵ Bodansky, *supra* note 44 at 142.

⁴⁶ Voigt, supra note 15 at 18.

 $^{^{47}}$ 福井・前掲注 5、9 頁。また、例えば外務省による説明もある。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/ic/page1w_000121.html (accessed: 2022/02/02)

⁴⁸ Banda, *supra* note 32 at 327., Carlarne & Colavecchio, *supra* note 36 at 135., Doelle, M. The Paris Agreement: historic breakthrough or high stakes experiment?. *Climate Law*, 6(1-2), (2016) at 8.

組み合わせで成り立っているという主張もある⁴⁹。この国際社会としての削減目標のグローバル・ストックテイクとは、パリ協定の目的および長期的な目標達成のために、世界全体の温室効果ガスの排出削減の進捗状況を定期的に確認し、トップダウンで設定された長期目標が、各国の行動や支援を更新したり拡充したりする際の参考とされるのである⁵⁰。

また、パリ協定は温室効果ガスの排出量が多い先進国と発展途上国、特に米国、中国、インド等にとって受け入れられないものではなく、他方、実効性を欠くものでもないと評価される⁵¹。先進国間だけでなく、発展途上国間においても、各国の実情が異なってきたため、単純な二分法では様々な事情を持つ各国をまとめられなくなったためであると言えるあろう。そのためパリ協定は、国家の政策を強いるというより反映するものであり、そして、より強い行動を促すためにも、NDCs を通して国家が透明性を確保し、説明責任を負うという国際的な規範と言える⁵²。

このように、パリ協定は、全ての国に適用される枠組みであり、また、長期的な取り組みを射程に入れている。これらの点以外にも、パリ協定は、後述するように、各国の取り組みを前進させ、向上させる仕組みを目指している点の他、本稿で深くは扱わないが、緩和、適応、資金等の要素をバランス良く扱っているという評価もなされる53。特に、気候変動の影響が一層明白になる中、適応についての締約国の取り組み強化と支援の重要性を認識しており、加えて、ロス&ダメージに関する規定が法的合意となされている54。

Ⅲ パリ協定の特徴

1. パリ協定の意義

パリ協定は、外交的成功であり気候変動への協調に関する突破口として受け入れられた55。 以下では、実効性を求める新たな取り組みであるパリ協定が、どのような意義を有している のかについて概観していく。

⁴⁹ Bodansky, *supra* note 28 at 301., Dimitrov et al. *supra* note 43 at 1-2.

⁵⁰ 有馬・前掲注 24、79-80 頁。

⁵¹ Bodansky, *supra* note 28 at 289., Dimitrov et al., *supra* note 43 at 3.

⁵² Bodansky, *supra* note 28 at 289.

⁵³ 福井・前掲注 5、8 頁。

⁵⁴ 福井·前掲注 5、9 頁。

⁵⁵ Dimitrov et al., *supra* note 43 at 1.

まず、パリ協定は履行確保のため 14条のグローバル・ストックテイクによって国際的で包括的な目標を定める56。気候変動は影響が国境を越えて発生するため、場合によって領域を基盤とせず、領域から切り離された非領域的な体制として対応する必要がある57。その結果、気候変動のような地球環境問題は、それ自体重要な問題ではあるが、喫緊の問題とは言い切れないとする考え方もなされた58。戦争や紛争、飢餓といった問題と比べたときに、国際社会への利益を考えると、緊迫性が相対的に高くないという見方もできるかも知れない。そのような中において、国際社会の目標としてのグローバル・ストックテイクは各国の取り組みに対し責任を生む、パリ協定における不可欠でかつ野心的な仕組みの1つである59。

またパリ協定は同時に、各国が参画しやすい条件で、理想と現実の間でバランスを取ろうと腐心していると言えるであろう。まず、パリ協定の実効性を高めるために、各国の幅広い参加を可能にしていくような仕組みが必要とされている60。そして、NDCsによって、各国の実情で、共通の責任の下、それぞれの能力に合わせる61ことによって、各国が地球規模での環境保護という命題に取り組みやすいように試みた枠組みである。具体的には、パリ協定に定められた NDCs において、各国が温室効果ガスの削減および抑制を図るため、各国がそれぞれの自主的な取り組みを報告し国内措置をとるが、ただし実際にどの程度削減するかについては法的な義務はない62。

そもそもウィーン条約法条約の観点から言えば、先述のようにパリ協定は条約の一種である。しかし、法的拘束力のある規定は、たとえば監視に拠るような、実施の結果ではなく 実施に関するものである⁶³。すなわち、実施を手続的に縛るものではあっても、いわゆる「維持の義務」のような、絶対的で固定的な結果を求めるものではない。この点で特に顕著なよ

⁵⁶ Wegener, L. Can the Paris agreement help climate change litigation and vice versa?. *Transnational Environmental Law*, 9(1), (2020) at 28., Brus, *supra* note 15 at 256., Streck et al., *supra* note 31 at 13., 福井・前掲注 5、9 頁。

⁵⁷ 村瀬・前掲注8、344-345頁。

⁵⁸ 村瀬・前掲注8、350頁。

⁵⁹ Brus *supra* note 15 at 256., Voigt, C. The compliance and implementation mechanism of the Paris Agreement. *Review of European, Comparative & International Environmental Law*, 25(2), (2016) at 161

⁶⁰ Dimitrov et al., supra note 43 at 4.

⁶¹ Voigt, supra note 15 at 21.

⁶² Streck et al. supra note 31 at 13., Clark, supra note 34 at 117., Wegener, supra note 56 at 19-20.

⁶³ Rajamani, L. The 2015 Paris Agreement: Interplay between hard, soft and non-obligations. *Journal of Environmental Law*, 28(2), (2016) at 354.

うに、温室効果ガスの排出量の多い鍵となる国、例えば米国⁶⁴、中国⁶⁵、インドのような様々な事情を抱える各国を、より多く地球環境保護に関わらせようとする仕組みとして制度化されていると言える。

ただし、制度化された遵守を確保する方法は限られており、不遵守に関する促進的な手続きしか備え付けられていない66。実効性の促進という視点から必要な遵守67に関しては、いわゆる「制裁」のないパリ協定 15 条下で設置される専門家の委員会がある68。そして、パリ協定の他の特徴として、各国家の行動は、条約上でロス&ダメージに関する法的な責任を負っていない69。この点、パリ協定の意義を描き出す上で重要な要素であると言える。ただし、本稿は、締約国それぞれの意思をいかに包摂し、いかに自発的な各国の貢献の実効性を担保していくかに焦点を当てるため、ロス&ダメージや先進国の発展途上国への資金提供70という部分に関しては、今後の課題とする。

2. パリ協定の履行

パリ協定のみに関わらず、地球環境保護に関する多数国間条約は1980年代以降、立て続けに作られてきたが、その数に反比例して各国の条約履行は悪化しており、履行確保への目配りがないままに新たな条約ができている、と主張される場合もある⁷¹。一般的に言って、条約義務の履行は国際法の分野だけで完結する例はほとんどなく、義務の履行の大部分は、締約国が国内法を通じて実現していくものとされる⁷²。司法適合性と同様に、法の執行は必ずしも法的拘束力の必要不可欠の条件とはされない⁷³。法執行機関のないパリ協定が、締約国に法的に履行の確保を働きかけていく枠組みを整えているか、という点が重要になる。

 $^{^{64}}$ Brus, supra note 15 at 257. たとえば、有馬は、パリ協定への参加に関し、米国は議会との関係上、「結果」が法的義務となる条約には参加できないという立場にあった、と指摘する。(有馬・前掲注 24、28 頁。) 65 たとえば、有馬は、中国は発展途上国でありながら温室効果ガスの排出量が多く、また、コペンハーゲン合意が成立しなかった理由の 1 つとして中国の反対が挙げられたため、パリ協定では積極的に参加しようとしたとみる。(有馬・前掲注 24、51 頁。)

⁶⁶ Wegener, *supra* note 56 at 19-20.

⁶⁷ Voigt, *supra* note 59 at 161-162.

 $^{^{68}\,}$ Brus supra note 15 at 256., Streck et al., supra note 31 at 22.

⁶⁹ Wegener, *supra* note 56 at 19-20.

⁷⁰ Rajamani, *supra* note 63 at 356-357.

⁷¹ 村瀬・前掲注 11、19 頁。

⁷² 村瀬・前掲注 11、22 頁。

⁷³ Bodansky, *supra* note 44 at 143.

一般国際法と異なり、パリ協定が制裁という手段に拠らず、国内での履行確保が確実でない点に関し批判もある⁷⁴。しかしながら、環境という国際社会の一般利益実現という視点から、不履行に関しても地球環境保護という特殊な分野につき、仮に不履行があっても、それは各国の意思の欠如に帰せられる問題ではなく、遵守を阻んでいる外在的要因があるはずと想定され⁷⁵、その外在的要因の除去を支援し、遵守を促進する方法がとられるのが、地球環境保護に関する枠組みとも言える。パリ協定の成否は、その意味につき、各国の国内のレベルで選択や法執行といった実質的な手段を確保できるかにかかっている⁷⁶。

その点で、京都議定書に組み込まれていた絶対的で固定的な目標を定めて追及するアプローチから、その法的拘束力のなさ故に国際社会全体からの支持を受けるのが困難と思われた、パリ協定に組み込まれた各国の誓約と再検討(プレッジ&レビュー)を重視する方式にかわって、日本政府にとって長年にわたり受け入れられやすいでものとなった。京都議定書やコペンハーゲン合意といったある意味での挫折を経験して、国際社会として誓約と再検討で国内の履行を確保していくことが受け入れられる下地のできた結果がパリ協定と言えるのではないだろうか。先述のように法的拘束力の点で論争的ではある。しかし、パリ協定の制度設計は、締約国の裁量で当然に実施すべき注意義務や国内政策への期待を導いていると言えよう78。以下では、パリ協定の具体的な履行確保のための仕組みについて検討していく。

3. パリ協定における NDCs

現代の国際環境法においては、繰り返すように、焦点は新たな条約を作るかということよりも、いかにして既に作られている条約の履行を、特に各国の国内において、実効的に確保していくかにある⁷⁹。そして、環境条約においては、履行確保のために、遵守を促進するための支援を与えることを主要な目的として、いわゆる制裁を課すのではない方式がとられ

⁷⁴ Wegener, *supra* note 56 at 18., Okonkwo, T. How international law can deal with lack of sanctions and binding targets in the paris agreement. *Journal of Sustainable Development*, 10(5) (2017) at 225.

⁷⁵ 村瀬・前掲注 11、22 頁。村瀬・前掲注 12、108 頁。

⁷⁶ Wegener, *supra* note 56 at 18.

⁷⁷ 村瀬・前掲注 12、54 頁。

⁷⁸ Voigt, *supra* note 15 at 28., Dimitrov et al., *supra* note 43 at 1-2.

⁷⁹ 村瀬・前掲注8、344頁。

る場合もある⁸⁰。ここでは、パリ協定において、国際環境法の特徴の下、いかに履行を確保し、遵守を促すかに着目したい。具体的には NDCs がいかに活用されていくか、という点に関して、である。

パリ協定 4 条 2 項において、"Each Party shall prepare, communicate and maintain successive nationally determined contributions that it intends to achieve. Parties shall pursue domestic mitigation measures, with the aim of achieving the objectives of such contributions."とある。法的義務を表す"shall"が使われているように、NDCs は法的拘束力があると考えられよう。ただし、NDCs の履行やその削減目標の達成については法的義務とはなっていない81。 EU は目標の結果にも法的義務を課したかったが、京都議定書の二の舞となり、先進国の米国、発展途上国の中国、インドといった国々の不参加を避けるためであった82。このように様々な実情を抱えた各国の参加を促し、NDCs を機能させようと誠実な努力を求め、各国の肯定的な熱望を集めようとしたと言える83。

締約国は NDCs を、5 年ごとに事務局に提出し、NDCs の履行や目標達成に関する定期的な報告を義務付けられている84。これは、透明性を確保し、説明責任のメカニズムを包括することで、結果的に NDCs の目標達成が法的拘束力を持つのと同様の目的を目指したという85。そして、パリ協定 13 条にあるように、NDCs の履行と目標達成は、進捗における促進的で多国間の考慮に基づいたものと位置付けられる86。これらの仕組みにより、各国は他の締約国の履行の進捗状況を知ることで、自らの目標達成への動機付けを得ると仮定された87。結果として、193 のパリ協定の締約国とパリ協定の締約国でないエリトリアが、NDCs の1回目を提出し、13 の締約国が 2回目も既に提出している88。そして 2023 年から 5 年ごとにグローバル・ストックテイクの下、NDCs が充分か否か検証されるのである89。長期的な制度によって、参加した各国のさらなる積極的な貢献を目指していると評価で

⁸⁰ 村瀬・前掲注 12、108 頁。

⁸¹ Voigt, supra note 15 at 19., Streck et al., supra note 31 at 5.

⁸² Bodansky, supra note 28 at 297., Bodansky, supra note 44 at 146.

⁸³ Brus supra note 15 at 255., Bodansky, supra note 44 at 146., Dimitrov et al., supra note 43 at 6.

⁸⁴ Sachs, N. M. The Paris Agreement in the 2020s: Breakdown or Breakup. *Ecology Law Quarterly*, 46, (2019) at 875., Brus, *supra* note 15 at 255., Okonkwo, *supra* note 74 at 230.

⁸⁵ Bodansky, *supra* note 44 at 149.

⁸⁶ Bodansky, *supra* note 28 at 312.

 $^{^{87}}$ Voigt, supra note 15 at 22., Bodansky, supra note 28 at 291., Doelle, supra note 48 at 15., Okonkwo, supra note 74 at 230.

⁸⁸ https://www4.unfccc.int/sites/ndcstaging/Pages/Home.aspx (accessed: 2022/02/03).

⁸⁹ Brus, *supra* note 15 at 256.

きる。

加えて、NDCsで各国が自主的な履行を促すため、目標を達成しないとその国家が面目を失う(name and shame)という仕組みが強調される⁹⁰。この作用は他の締約国からの眼差しだけでなく、メディアや環境保護団体も含まれる⁹¹。ただし、この点に関し、この戦略が本当に締約国の履行確保につながるか、疑問も呈されている⁹²。そして、name and shame の作用に加え、5年ごとの目標の更新に際して、前回を上回っていくという目標引き上げメカニズム(rachet up メカニズム)も備えられている⁹³。このメカニズムが作用するかどうかがこの枠組みの鍵という評価⁹⁴もある一方、メカニズムの必要性自体は認めるが、NDCsを維持していくには不十分という指摘もある⁹⁵。ここで、国家による自主的で建設的な目標の設定とその履行ということが期待されていると言えるが、弱みもあると言える。

また、国際法の法的義務を強調する側からは、法的拘束力をより強化することで、各国の意思をより強く制約して各国の履行を促すという点で、パリ協定をより実効的なものとできるという見解もある%。特に NDCs が各国の自発的な行動に依存しすぎるという意見もあり%、また、各国が設定する NDCs が不十分で、現段階においてパリ協定における仕組みが作用していないとして%、機能の不全への指摘もある。パリ協定の遵守確保の不透明さに関する指摘%や法的責任や補償の不十分さへの言及100もある。遵守を促す機関の成否に関しては後述し、その他の仕組みについては本稿の範囲を超えるのでここでは議論はしない。

4. NDCs と国家の意思の包摂

上記のように、パリ協定の肝とも言える NDCs が、定期的な目標引き上げメカニズムや name and shame といった仕組みで、締約国の意思によって支えられていることが分かる。

⁹⁰ Clark, *supra* note 34 at 117-118.

 $^{^{91}\,}$ Clark, supra note 34 at 118.

⁹² Seo, *supra* note 24 at 129.

 $^{^{93}}$ Bodansky, supra note 28 at 306., Banda, supra note 32 at 334.

⁹⁴ Dimitrov et al., supra note 43 at 6-7.

⁹⁵ Sachs, supra note 84 at 875.

⁹⁶ Bodansky, *supra* note 44 at 149.

⁹⁷ Streck et al., supra note 31 at 27.

⁹⁸ Sachs, supra note 84 at 867., Dimitrov et al. supra note 43 at 6.

⁹⁹ Doelle, M. Compliance in Transition: Facilitative Compliance Finding its Place in the Paris Climate Regime. *Carbon & Climate Law Review*, 12(3), (2018) at 229.

¹⁰⁰ Spash, supra note 21 at 929.

ここで国家の意思を特定することは難しいが、たとえば Bodansky は、法的拘束力を反映する国家の意思として、法を適用、解釈する司法、行政機関の公務員を例として挙げている 101。この仕組みがうまく作用するか否かについては、ボトムアップのアプローチをとる NDCs とグローバル・ストックテイクという国際社会の目標とのすり合わせを、長期的な視点から、実際に何度か実施してみて、国家の自主的な貢献と履行の確保が可能か判断する必要がある。

国際環境法の領域において、上記のような「緩やかな軛」アプローチが求められるには、特有の背景がある。すなわち、たとえば国際環境法の義務違反においては、他の分野と同様に国家責任法が適用されて国家がいわゆる名宛人となり、トレイル溶鉱所事件などにあるように、国家が損害防止に関する義務に反して環境上の被害を他国に与えた場合には、被害国が加害国の責任を追及し、また、パルプ工場事件などのように国家が国際環境法において手続きの面で義務違反を犯した場合にも、国家責任法に拠る違反国への責任の追及がある102。しかしながら、国家責任法は第1に、環境被害の事後救済という面があり予防的ではなく、また第2に、地球規模の環境問題に取り組むには適していない103。特に後者の観点から、国際環境を保護することは特定の国家だけの利益ではなく国際社会全体の利益であり、また、本稿で扱うような気候変動問題は、環境損害が特定の国家の行為に拠るものと立

 $^{^{101}\,}$ Bodansky, supra note 44 at 143.

¹⁰² 岩沢・前掲注 1、333 頁。

¹⁰³ 岩沢・前掲注 1、333 頁。

証することは困難なのである。

そこで、国家責任を追及することが難しい国際環境法の分野においては、柔軟な規定が必要とされると言えるだろう。先述のように、国家を法的に「緩やかな軛」に当てはめることによって、特定の国家の行為自体を環境被害の原因とすることはできないけれども、国際社会の一般利益を国際社会全体で担っていく、という側面を持つものになると考えられる。その意味で、「緩やかな軛」アプローチは、より柔軟で多様な主体を包含しながら法的な側面を可能な限り維持していき、包含した国家の行動にこのアプローチに沿った形で影響を与えさせようとする、妥協的ではあるかも知れないが一種の法的アプローチを志向する試みと言えるのではないだろうか。

この方法には、国際環境法も法のひとつであるという見方からすれば、不十分という意見もあろう。しかし、削減量を絶対化し、固定化した京都議定書の失敗を見るにつけ、国家の意思を尊重したやり方以外に履行確保の手段を選べなかったと言えるかも知れない。国際法も法であるが、そもそも国家の建設的な参加抜きには、その実現すなわち国家による履行を促せない場合もある104。ただし工業化された国家は温暖化対策への取り組みにつき、費用をかけず時間軸は長く、という傾向105にあることも、国家の意思を包摂して「緩やかな軛」を作り出すためには注意が必要である。この点を踏まえずに法的拘束力を強調するとなると、国家の意思の包摂と実効性の確保の間のバランスを取れず、目標は達成できないのではないだろうか。

Ⅳ 課題の克服について

1. 国家の意思の意義と遵守の仕組み

これまで、国際環境法という分野におけるパリ協定の仕組みや意義を概観してきた。国家の意思をいかに包摂しようと試み、そして、履行の確保に向けた努力を描き出してきたつもりである。しかしながら、NDCs をはじめとしたメカニズムが包括的で透明性の高いアプロ

- 18 -

¹⁰⁴ Boyle, A. & Redgwell, C. Birnie, Boyle & Redgwell's International Law and the Environment. Oxford University Press. (2021) at 364., See, Goldsmith, J. L & Posner, E. A. The Limits of International Law. Oxford University Press. (2005)

¹⁰⁵ Boyle & Redgewell, *supra* note 104 at 378.

ーチを気候変動に対してとっている一方で、この包括性と透明性は、自動的に公平性や衡平を導き出すとは限らない¹⁰⁶。国家の意思を統べ、そして履行確保に向けて働きかけを不断に行っていく必要があると考える。言い換えればパリ協定の履行に際して、様々なアクターを巻き込みながら、国家の意思と能力を保証するような制度が求められる¹⁰⁷。ここで言う、国家の意思と能力という視点は、国際環境法においても重要と考えられる。

まず前者に関して、である。現代社会では、国家だけが構成単位ではない。国家による履行の確保を促すアクターとして、非国家主体も重要な候補として挙げられよう¹⁰⁸。たとえば、パリ協定をはじめとする気候変動に関する国際環境法の履行に際しての課題として、国家からだけでなく、非国家主体という様々な主体からの協力も確立する必要があるという議論である¹⁰⁹。非国家主体の具体例としては、都市や現地の人々、企業、NGOに代表される市民社会などがあり、それらが国家に対して履行確保を促進させる力を加えようというものである¹¹⁰。たしかに、パリ協定の履行確保が、国際社会全体の目標だけでなく、各締約国の国内における実効性を高めるためには、国内外の団体が重要となってくる。

アクターが多様化する現代社会においては、国家以外の様々な非国家主体の重要性が高まってきていることは否定できない事実である。それにも関わらず、非国家主体の重要性だけを取り上げて、一義的に主要なアクターである国家の意義を下げようとすることはできない。なぜならば、たとえばNGOは定義上、環境問題や人権問題など、それぞれの組織が1つの価値を追求していく、いわば単一争点主義の団体であり、環境問題のように複雑な要素が絡み合った事象を総合的に斟酌するのに適当とは言い難い面があるからである111。それでは、NGOなどの非国家主体に頼り過ぎない履行確保の方途がパリ協定にあるのであろうか。

その点につき、国家の意思、すなわち締約国による履行を確保するため、パリ協定は 15 条で専門家による委員会の設置を図っている。この委員会は、履行の確保を促し、手続きに 則った遵守を促進112することで、パリ協定の実効性を高めることを目的としている。 15 条

 $^{^{106}\,}$ Carlarne & Colavecchio, supra note 36 at 181.

 $^{^{107}}$ Banda, supra note 32 at 338.

¹⁰⁸ Dimitrov et al., *supra* note 43 at 5.

¹⁰⁹ Sands et al. supra note 6 at 335.

¹¹⁰ 高柳・大橋・前掲注 14、153-156 頁。Banda, *supra* note 32 at 325.

¹¹¹ 村瀬・前掲注 11、20 頁。

⁻⁻⁻ 竹枫· 削烟任 11、20 貝。

 $^{^{112}}$ Sands et al. supra note 6 at 329., Streck et al., supra note 31 at 22., Boyle & Redgwell supra note 104 at 397.

において言及されているパリ協定上の規定では、委員会が取り扱う範囲が個別的または集合的なコミットメントの両方に及び、また、法的義務だけでなく法的拘束力のないコミットメントも射程に入るとみえる¹¹³。その意味において、当該委員会が締約国に対して信用や信頼の担保を図ることができるか否かが、より効果的な締約国の履行確保における要諦と言えるかも知れない。

ただし、この委員会は、促進的で、非敵対的で、非処罰的なメカニズムであり、締約国の不遵守を罰する性格のものではない¹¹⁴。したがって、この不遵守手続きは京都議定書よりも弱く、繰り返すように「緩やかな軛」アプローチは柔軟である。その観点から、パリ協定とSDGs とのいくつかの類似点¹¹⁵も指摘される。パリ協定のみに関わらず、いくつかの地球環境条約が定める不遵守手続きの目的は、不遵守国への制裁ではなく、遵守を促進するための支援に重きを置いている点¹¹⁶を考えると、むしろ京都議定書のような拘束力のある規定から、地球環境保護に関する条約の原点に立ち戻ったものと言えるかも知れない。地球環境という国際社会の一般利益に関与し続けるためには、まず国家の意思を包摂することが重要であり、その意味で、「緩やかな軛」として柔軟な法的アプローチをとり履行の確保を目指していると言える。

2. 技術革新と国家の実効性の向上

それでは次に、いかに国家の能力またはその向上を支えられようか。その答えは、科学技術と言えるであろう。気候変動という問題に国際的に対応しようとするには、国家への説得力を稼ぎ出し、条約を遵守しようという科学的確実性が強力な動機付け¹¹⁷となる。国家の遵守の程度は科学の進歩の度合いに依存しがちであり、その上、技術革新が各国の様々なレベルでの取り組みを監視することも可能にする¹¹⁸。科学によって問題を提起し、科学によって解決を図る。そのため科学的不確実性を乗り越えて、技術革新で効果的に対応するため、技術革新を取り込んでいける体制を整える必要がある。

¹¹⁴ Brus, supra note 15 at 256., Doelle, supra note 99 at 229.

¹¹³ Doelle, *supra* note 99 at 230.

¹¹⁵ Brus, *supra* note 15 at 253-254. (本書該当頁の表を参照のこと。)

¹¹⁶ 西井正弘「国際環境法の形成と展開」西井・鶴田・前掲注 4、14-15 頁。村瀬・前掲注 11、33 頁。

¹¹⁷ 村瀬・前掲注 12、49 頁。Seo, supra note 24 at 135.

¹¹⁸ Dimitrov et al., *supra* note 43 at 9., Okonkwo, *supra* note 74 at 231.

総合法政策研究会誌 第5号(2022年)

SDGs や国連気候変動枠組条約の目標実現への国際的な協力にも関わらず、パリ協定の成

否はパリ協定の実効性や締約国の努力だけでなく、科学技術の革新にもある119。パリ協定で

は不遵守手続きで国家の意思への「緩やかな軛」とし、長期的な体制で技術革新を取り込む

ことで、各国の国内での努力すなわち能力の向上を促すのである。ただし、科学は万能では

ない。即効性のある万能薬がない地球環境保護という分野においては、現時点で図れる工夫

は限られるが、しかし同時に、この不断の努力が不可欠でもある。国家の建設的な態度を活

かしながら科学技術を取り入れ、国際社会の一般利益を追求させるような方法が、国際環境

法の次元で求められ続けていると言えるのである。

〔公開日:2022年3月10日〕

*本稿は査読を経て掲載されたものである。

-

 $^{119}\,$ Lofts et al., supra note 13 at 191.